

第106号
令和6年5月

福利

お役物

琉球海炎祭

Contents

- | | |
|---|--|
| 【保健事業】 令和6年度 夏期研修事業のお知らせ…… 2 | 【給付事業】 療養費（家族療養費）の提出書類について…… 9 |
| 【保健事業】 スポーツ施設利用補助対象施設・メンタルヘルス相談・指定医療機関を追加しました！… 3 | 【年金事業】 「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を送付します…… 10 |
| 【保健事業】 令和6年度 保健事業 実施計画…… 4 | 【保健事業】 人間ドック等のご案内 …… 11 |
| 【貸付事業】 貸付事業のご案内…… 6 | 組合員とその被保険者の皆さまに
ご利用いただける健康相談事業について…… 12 |
| 【健康保険】 被扶養者の届出を忘れていませんか？…… 7 | 福祉保健制度のご案内…… 12 |
| 【健康保険】 令和6年度
検認（被扶養者要件確認）のお知らせ…… 8 | |



令和6年度 夏期研修事業(セミナー関係)のお知らせ

今年度も夏期研修事業(セミナー)を実施いたします。

申込み方法やセミナー概要の詳細は、当支部ホームページや各所属所あて通知をご確認ください!多くのご応募お待ちしております。

支部HPも
チェック



<会場集合型>

研修事業名	日程	会場	定員
保護者対応セミナー	7月25日(木)	沖縄産業支援センター(那覇市)	150名
介護講座・介護実技研修	8月2日(金)	沖縄県教職員共済会館(那覇市)	60名
マインドフルネスセミナー	8月13日(火)	ユインチホテル南城(南城市)	100名

<会場集合型>

研修事業名	日程	会場	定員
【退職準備型】 生涯生活設計セミナー	① 8月19日(月)	北部雇用能力開発総合センター(名護市)	
	② 8月20日(火)	沖縄県教職員共済会館(那覇市)	
	③ 8月22日(木)	石垣市民会館(石垣市)	
	④ 8月23日(金)	宮古教育事務所(宮古島市)	

① 国頭・中頭地区、②那覇・島尻地区、③八重山地区、④宮古地区の4日間の開催を予定しており、対象者は令和6年度定年退職予定者(61歳定年退職者)になります。

<オンデマンド型>

研修事業名	日程	定員
女性のための健康セミナー	7月25日(木)～8月24日(土)	希望者全員
男性のための健康セミナー		
生涯生活設計セミナー		

申込期限：令和6年5月31日(金)必着



スポーツ施設利用補助 対象施設を追加しました！



組合員の健康保持、増進、疾病予防を図るため、組合員本人※へスポーツ施設利用金額の一部補助を行っておりますが、今年度より利用補助指定施設を新たに4か所追加しました。

年間を通してご利用いただけますので、ぜひご利用下さい。

※任意継続組合員は補助対象外になります。

<スポーツ施設利用補助>

受付で組合員証(保険証)を提示し、各施設の利用方法に従いご利用ください。

施設等名称		組合員自己負担額(税込み)	
		月8回まで	9回目以降
スポーツパレスジスタス	那覇店	550円	1,100円
	浦添店		
	美里店		
	ABLOうるま店		
スポーク・フィットネスセンター(名護)			
NB 沖縄(南風原)			
新 SKY WELLNESS SPORTS(那覇)			
新 ISLANDS FITNESS BuilPani(石垣)		800円	1,350円
新 ヒデフィットネス(石垣)		500円	1,050円
新 TRAINING GYM ND(宮古)			

メンタルヘルス相談 指定医療機関を追加しました！

公立学校共済組合沖縄支部・沖縄県教職員互助会では、県内の医療機関等とタイアップして、専門家医師等による個人相談「教職員等のメンタルヘルス相談」を行っています。

今年度より「やしのきクリニック(石垣市)」が追加となりましたのでお知らせします。

対象者：組合員(本人負担なし/年度間5回まで補助)

申込方法：指定医療機関等に直接電話でご予約ください。



【指定医療機関名】

メンタルクリニックやんばる	名護市字宇茂佐の森 1-2-9	0980-52-4556
ファミリーメンタルクリニック	沖縄市知花6-38-20	098-939-5561
長田クリニック	那覇市国場334-1	098-833-7878
金城孝次サイコセラピーオフィス	那覇市首里石嶺町4-191-16	098-885-1343
日本産業カウンセラー協会沖縄支部	浦添市牧港 5-6-8 沖縄県建設会館 3 F	098-975-6061
みえばしクリニック	那覇市久茂地 3-8-15 1 F	098-863-7788
山本クリニック & EAP 産業ストレス研究所	浦添市伊祖 2-30-7	098-879-3303
新 やしのきクリニック	石垣市大川 579-5	0980-88-1184

I 特定健診等事業・健康管理事業

公立学校共済組合 沖縄支部

科目	事業名	内 容
特定健診等事業	特定健康診査	<p>対象者：令和6年4月1日現在資格を有する40歳以上75歳未満の組合員、被扶養者及び任意継続組合員(本人負担なし)</p> <p>○一般組合員及び短期組合員(4分の3未満の短時間労働者のぞく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診事業の1日人間ドック、脳ドックを受診することで特定健康診査に資する。 ・それ以外の一般組合員及び短期組合員は事業主が実施する定期健康診断により診査結果の提供を受ける。 <p>○短期組合員(4分の3未満の短時間労働者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診事業の1日人間ドック、脳ドックを受診することで特定健康診査に資する。 ・それ以外の者には、支部発券の「特定健診受診券」により市町村の実施する集団検診又は指定医療機関にて診査を行う。 <p>○被扶養者及び任意継続組合員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部発券の「特定健診受診券」により市町村の実施する集団検診又は指定医療機関にて診査を行う。
	健診結果の情報提供	<p>特定健康診査受診者に対し、生活習慣改善及び健康増進への意識啓発を目的に、個別に冊子による情報提供を行う。</p> <p>対 象 者 組合員：人間ドック、脳ドック及び定期健康診断、または特定健診受診券により受診した者 被扶養者：特定健康診査を受診した者</p>
	特定保健指導	<p>対 象 者 特定健康診査の結果に基づき、「動機付け支援」「積極的支援」の対象となる者。</p> <p>方 法 対象者には「特定保健指導利用券」を発券し、①指定医療機関にて保健指導を受ける。 又は②個別訪問による保健指導を受ける。</p>

II 健康管理事業

科目	事業名	内 容
健診事業(特定健康診査も含む)	1日人間ドック	<p>対 象 者 当該年度中に35歳以上の組合員(短期組合員含む)</p> <p>受 診 病 院 県内 35 医療機関等</p> <p>期 間 5月～12月</p> <p>補 助 額 ドック(指定年齢35歳・40歳・50歳) 26,000円 指定年齢以外 11,000円 婦人科検診 5,500円 前立腺がん 2,500円 ※年度間1回に限り補助 (前立腺がんについては、当該年度50歳以上の組合員を対象とする。)</p>
		<p>定期健診補助 3,200円</p> <p>事業主健診(定期健診)分について支部が受託する教育庁本庁及び出先機関、県立学校、県立芸大・看護大学、市町村事業主(国頭村、東村、今帰仁村、伊是名村、北中城村、久米島町、多良間村、宮古島市、栗国村)管内に所属する組合員が人間ドックを受診する場合、3,200円を支部が補助する。 ※支部より定期健診に必要な健診結果を事業主(委託)へ報告する。</p>
	器官別検診	<p>脳ドック</p> <p>対 象 者 当該年度中に35歳以上の組合員(短期組合員含む) (1日人間ドックと脳ドックの何れか一つを個人選択。)</p> <p>受 診 病 院 県内 21 医療機関等</p> <p>期 間 5月～12月</p> <p>補 助 額 ドック 11,000円 婦人科検診 5,500円 前立腺がん 2,500円 ※年度間1回に限り補助 (前立腺がんについては、当該年度50歳以上の組合員を対象とする。)</p>
	<p>婦人科検診</p> <p>対 象 者 女子組合員全員及び配偶者(被扶養者)全員 (組合員本人については、人間ドック時に婦人科検診を受診する者は除く。)</p> <p>受 診 病 院 那覇市医師会契約医療機関 約50医療機関</p> <p>期 間 6月～12月</p> <p>補 助 額 子宮がん・乳がん 8,186円 乳がん 3,350円 子宮がん 5,833円 ※年度間1回に限り補助</p>	
	歯科健診	<p>対 象 者 令和6年4月1日現在、25・30・40・50歳の組合員</p> <p>受 診 病 院 沖縄県歯科医師会契約医療機関 約300医療機関</p> <p>期 間 6月～10月</p> <p>補 助 額 歯科健診 5,000円(本人負担なし) ※年度間1回に限り補助</p>
健康づくり事業	健康教育	<p>保護者対応セミナー (沖教済、互助会 共催事業)</p> <p>「学校と保護者のいい関係づくり」をテーマに講演とワークショップにより対応策等の知識を習得するセミナーを実施する。</p> <p>対 象 者 組合員</p> <p>時 期 夏季休暇期間中(集合形式1回)</p>
		<p>女性のための健康セミナー (沖教済、互助会 共催事業)</p> <p>女性に特化した健康増進のための最新情報や、心を癒す実践方法を習得する健康セミナーを実施する。</p> <p>対 象 者 組合員及び被扶養者</p> <p>時 期 夏季1か月間(オンデマンド形式)</p>
		<p>男性のための健康セミナー (沖教済、互助会 共催事業)</p> <p>男性に多くみられる心身の疾患予防と早期発見のポイントを学び、実践方法を習得する健康セミナーを実施する。</p> <p>対 象 者 組合員及び被扶養者</p> <p>時 期 夏季1か月間(オンデマンド形式)</p>
		<p>RIZAP式(導入編)セミナー (沖教済、互助会 共催事業)</p> <p>生活習慣の改善に向けて、「運動・食事・メンタル」のRIZAPメソッドの基礎と習慣化を習得する。</p> <p>対 象 者 組合員及び被扶養者</p> <p>時 期 冬季1か月間(オンデマンド形式)</p>
		<p>マインドフルネスセミナー (沖教済、互助会 共催事業)</p> <p>マインドフルネスに関する知識を学び、実践法を体験することでセルフケアにつなげる。</p> <p>対 象 者 組合員</p> <p>時 期 夏季休暇期間中(集合形式1回)</p>

事業 実施計画

健康づくり事業	健康指導	若年者への保健指導 対象者 組合員（人間ドック受診者で受診結果が積極的支援相当に該当している年齢が38・39歳の者。） 実施機関 株式会社ベネフィット・ワン
	健康相談	教職員等のメンタルヘルス相談（互助会へ委託 共催事業） 対象者 組合員（個人負担なし 年度間5回まで補助する。） 受診病院 県内8医療機関等
	スポーツ施設利用補助	対象者 組合員 実施機関 ①スポーツパレス ジスタス（那覇店、浦添店、美里店、ABLO うるま店） ②スポーツ・フィットネスセンター（名護市） ③NB 沖縄（南風原町） ④SKY WELLNESS SPORTS（那覇市） ⑤ISLANDS FITNESS BuilPani - ビルパニ -（石垣市） ⑥ヒデフィットネス（石垣市） ⑦TRAINING GYM ND（宮古島市） 組合員 ①～④ 1回、550円で月8回まで利用できる。※9回目からは自己負担1,100円。 自己負担額 ⑤ 1回、800円で月8回まで利用できる。※9回目からは自己負担1,350円。 ⑥、⑦ 1回、500円で月8回まで利用できる。※9回目からは自己負担1,050円。
	スポーツ施設利用特典	対象者 組合員・被扶養者 実施機関 スポーツクラブ ルネサンス・ライカム 24 利用特典 月額会員価格の割引等（被扶養者も含む） ※当支部からの補助はなし
	予防接種補助	インフルエンザ予防接種補助（互助会、共催事業） 対象者 組合員 補助額 1,000円を上限に年度間1回補助する。

Ⅲ 一般事業

科目	事業名	内 容
教養・文化関係	介護講座	介護講座・実技研修（冲教済、互助会 共催事業） 介護に関する知識及び実技を習得するセミナーを実施する。 対象者 組合員 時 期 夏季休暇期間中（集合形式1回）
	ライフサイクルプラン	生涯生活設計セミナー（県、冲教済、互助会、学校生協 共催事業） ライフサイクルプランとして組合員の生活設計に関する知識、手法を習得するセミナーを実施する。 対象者 組合員 時 期 夏季1カ月間（オンデマンド形式）
		【退職準備型】生涯生活設計セミナー（冲教済、互助会、学校生協 共催事業） 退職後に必要な人生設計に関する健康や生きがい、生活設計に関する収入及び支出の基礎的な知識等を習得する。 対象者 定年退職予定組合員 時 期 夏季休暇期間中（集合形式4回）
	子育て支援	育児支援セミナー（冲教済、互助会 共催事業） 子育てに関する悩みや不安を解消し、役に立つ子育て方法を習得するセミナーを実施する。 対象者 産前産後休業中、育児休業中組合員 時 期 10月中（集合形式1回）
へき地組合員関係	診療交通費等補助	指定するへき地に勤務する組合員が所属所から最も近い本島在の県立病院のある地域で診療を受けた場合及び支部事業で開催する講座等に参加する場合に、何れも片道分の交通費を年度間3回を限度として補助する。
	健康管理支援補助	指定するへき地に勤務する組合員が所属所から最も近い本島在の県立病院のある地域で健診事業を受けた際、1日人間ドック・脳ドック・婦人科検診・歯科健診の何れか一つに往復の交通費を補助する。
	研修等交通費補助	当支部主催の研修事業（セミナー関係）等に受講する際的那覇までの片道の交通費を年度間3回を限度として補助する。 対象者 宮古・八重山地区所属の組合員 補助額 8,000円以内

【新規事業】

- ・男性のための健康セミナー
- ・RIZAP式（導入編）セミナー
- ・マインドフルネスセミナー

【変更した事業】

- ・教職員等のメンタルヘルス相談、受診病院1か所追加。やしのきクリニック（石垣市）。
- ・スポーツ施設利用補助の実施機関に本島1か所、県内離島3か所を追加。

【廃止事業】

- ・ヨガでリラックスセミナー
- ・スリープタフネスセミナー
- ・メンタルタフネスセミナー
- ・カラダかわるセミナー
- ・からだマネジメントセミナー
- ・ライフスタイル改善セミナー
- ・メンタルヘルスツーリズム



貸付事業のご案内



公立学校共済組合では組合員の皆さま向けに貸付制度をご用意しています。

貸付種別	貸付事由	貸付限度額	利率 ^(注1) (年利)
一般	組合員が臨時に資金を必要とする場合 (例:自動車の購入、引っ越し費用など)	200万円	1.32%
住宅	住宅の新築、購入、リフォームなど	1,800万円 ^(注2)	
教育	進学時の入学金や引っ越し費用、 授業料、下宿代など	550万円	
結婚	挙式費用や新婚旅行費用など	200万円	
特別	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合	残任期月数に応じて 200万円まで	

(注1) 令和6年3月時点での利率(変動利率)です。貸付利率には貸付金保険料充当金として保証料率(年0.06)を含んでいます。

(注2) 組合期間に応じた額と仮退職手当の額のいずれか高い額で1,800万円まで。



上記貸付以外にも、介護対応の住宅貸付や医療貸付、葬祭貸付など様々な種類の貸付があります。

貸付の申込みについて

- ・貸付け申込み締切日は毎月25日(土・日・休日の場合は翌日) **必着**です。
- ・貸付送金日は申込月の翌月25日(土・日・休日の場合は前日)です。

各貸付けに関する注意事項や必要添付書類等の詳しい内容は当支部のホームページにてご確認ください。



ご注意ください

- 締切日間際に申込書を提出した場合、不備によりその月の貸付ができない場合がありますので、余裕をもって提出してください。
- 貸付決定後に送付します「償還表」は償還が終了するまで大切に保管してください。



被扶養者の届出を忘れていませんか？

新しい季節を迎え、組合員様の生活状況にも変化があったことかと思えます。

被扶養者が就職した場合や、扶養手当の受給が終了した場合などはお手続きが必要なことがありますのでご注意ください。

◆下記の質問票でお手続きが必要かご確認ください。

Q1 現在被扶養者はいますか？	いいえ →手続き不要	はい →Q2へ
-----------------	---------------	------------

Q2 扶養手当の受給が終了しましたか？	いいえ →手続き不要 (社会保険適用の場合→"はい")	はい →Q3へ
---------------------	-----------------------------------	------------

<扶養手当の受給が終了する場合の例>

- ・満22歳到達年度末を越えた方。(平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれ)
- ・本務職員から再任用フルタイム職員等となり、扶養手当支給対象外となった方。

Q3 引き続き被扶養者としての収入要件等を満たしていますか？	いいえ →認定取消手続き	はい →継続認定手続き (普通認定→特別認定)
--------------------------------	-----------------	-------------------------------

<認定区分の説明>

- ①普通認定：扶養手当の扶養親族として認定されている方
- ②特別認定：①に該当しないが、健康保険の被扶養者要件を満たしている方

【資格取消となる例】

1 被扶養者が収入を得たとき

被扶養者が認定基準額を超える収入を得たときは被扶養者資格が取り消されます。

就職、年金受給開始又は額改定、確定申告により収入額が確定した場合等は、収入額が認定基準額を超えていないか十分にご確認ください。

◆被扶養者の認定基準額・・・年額、月額両方の基準を満たしている必要があります。

対象者	年額	月額
① 障害年金受給要件該当者または60歳以上	180万円未満	15万円未満
② 上記①以外の方	130万円未満	10万8,334円未満

※上記の対象者区分は基本的な考え方です。不明な点は担当へお問い合わせください。

※認定基準年額未満であっても、認定基準月額を超えると認定取消となる場合があります。

2 別居の父母等への送金額が不足しているとき

送金が認定要件となっている被扶養者について、送金を停止した場合や送金額が不足した場合は被扶養者資格が取り消されます。

被扶養者の給与額や年金額などが増額した場合等は、送金額にご留意ください。

◆送金必要額の計算

① 組合員の年間送金額	+	② 組合員以外の年間送金(負担)額	+	③ 被扶養者自身の年間収入(見込)額		④ 被扶養者の全収入	÷ 3 =	⑤ 送金基準額

下記の両方に当てはまる場合は認定可能

① 組合員の年間送金額	≥	⑤ 送金基準額
① 組合員の年間送金額	>	② 組合員以外の年間送金(負担)額

令和6年度 検認(被扶養者要件確認)のお知らせ

毎年7月1日時点で、特別認定の被扶養者が資格要件を満たしているか確認を行います。

詳細は6月下旬に各所属所あて依頼しますので、各所属所又は所属機関の事務担当者から案内がありましたら書類提出をお願いします。

※特別認定とは、扶養手当の被扶養者として認定されていないが、健康保険上の被扶養者として認定されている方のことです。

Q1 検認時には、どんな書類の提出が求められるの？

対象者によって求める書類が異なります。被扶養者は下記①～⑥の該当する書類を提出し、組合員や扶養義務者は該当する場合に①、⑤～⑦の書類を提出ください。

<検認時に求める書類>

	対象者	提出書類
①	16歳以上の者 (※15歳以下でも所得があれば必要)	令和6年度 所得証明書 (令和5年1月～12月末までの1年間の内容)
②	同居が要件の者	住民票謄本 (続柄省略不可)(マイナンバー記載なし)
③	給与所得者 (パート・アルバイト等)	給与支払証明書 ※現在、給与収入がある又は昨年～現在に至るまでの間で給与収入がある場合に提出。事業主に作成依頼が必要です。 勤務先が複数ある場合や既に退職している場合も提出が必要です。
④	雇用保険受給者	雇用保険受給資格者証 (両面の写し)
⑤	事業所得者 (営業・農業・不動産等)	令和5年分 確定申告申告書(写)、収支内訳書(写) ※所得証明書上、金額が低くても提出が必要です。
⑥	年金受給者	直近の年金証書(写)又は改定通知書(写)等 (例)障害年金、遺族年金、老齢年金、企業年金、年金生活者支援給付金等
⑦	別居者 (配偶者と子を除く)	送金証明書類 (定額送金の場合) ・令和6年4月～令和6年6月分のATMご利用明細等 (定額送金をしていない場合) ・過去1年間の送金額がわかるATMのご利用明細等 ※手渡しは一切認めません。

※必要に応じて、書類の追加提出を依頼する場合があります。予めご了承下さい。

Q2. 被扶養者としての要件を欠いていることが分かった場合どうなるの？

要件を欠いた日まで遡及して被扶養者資格の取消を行います。

遡及して取消した場合、取消日以降に共済組合が負担した医療費及び各種給付金は全額返還していただくこととなりますのでご注意ください。

Q3. 書類を提出できず、検認を受けられない場合はどうなるの？

検認を受けていない組合員被扶養者証等は、前回検認時又は認定時等に遡及して無効となります。(地方公務員等共済組合法施行規程第97条第4項)

無効となった日以降に共済組合が負担した医療費及び各種給付金は全額返還していただくこととなりますのでご注意ください。

療養費(家族療養費)の提出書類について

保険証を使用せず全額自己負担で医療機関等を受診した場合、療養費(家族療養費)請求手続きを行うことで払い戻しが可能です。請求書の添付書類は下記のとおりです。

医療機関

- 診療報酬明細書(レセプト) ●領収書

※請求書はレセプト毎に作成してください

※レセプトは医療機関に発行を依頼してください(診療明細書は不可)

※添付書類は原本を提出して下さい

薬局

- 調剤報酬明細書(レセプト) ●領収書

※請求書はレセプト毎に作成してください

※レセプトは薬局に発行を依頼してください(調剤明細書は不可)

※添付書類は原本を提出して下さい

公金受取口座を利用する場合の手続き方法

公金受取口座の利用の対象となる給付金の場合、請求の都度、公金受取口座の利用の有無を確認します。

公金受取口座の利用を希望する場合は、各様式の公金受取口座を給付金の受取口座として利用する旨の意思表示欄にチェックをしてください。

対象となる給付金・還付金

- ◆地方公務員等共済組合法に規定される短期給付及び附加給付
- ◆支払未済の給付
- ◆任意継続掛金の還付及び一部負担金等返還

請求書の各様式については
ホームページからダウンロードして使用してください！



「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を送付します

平成 27 年 10 月 1 日の被用者年金制度一元化に伴い、制度改正前の共済年金における 3 階部分（職域部分）は廃止され、新たに退職等年金給付（年金払い退職給付）が設けられました。

平成 27 年 10 月以後、1 年以上引き続き組合員期間を持つ方が退職後 65 歳に達したとき、または 65 歳に達した日以降に退職したときに、半分が有期年金、半分が終身年金として支給されます。（有期年金の支給期間は 10 年、20 年または一時金から選択可能です。）

保険料の積立と給付のしくみ

退職等年金給付は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」による給付です。

毎月の標準報酬に付与率を乗じた付与額と、付与額に対する利子を積み立てていきます。また、退職後は支給開始時まで退職時の給付算定残高に対する利子も積み立てます。これらを累積した「給付算定基礎額」が年金の原資となります。

給付算定基礎額残高通知書について

上記の給付算定基礎額の積立状況についてお知らせするのが「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」です。

給付算定基礎額残高通知書の見方

料金後納郵便

101-0062
東京都千代田区
神田駿河台 2-9-5

公立 太郎 様

2306261 221121 0000001# 00000001
00001/00001 00000001 0000010000

大切なお知らせ

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

問い合わせ先 **公立学校共済組合** 【令和 4 年度末残高】

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9-5
https://www.kouritu.or.jp/
電話 03-5259-1122
受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
※間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないよう
お願ひします。
※電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させて
いただいております。ご理解くださいますようお願いいたします。
両面を、ゆっくりととはがして、ご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。)

給付算定基礎額残高通知書

(4 年 4 月 ~ 5 年 3 月)

公立 太郎 様 (86841000000001) 単位円

(入金) 期月	①標準報酬月額	②付与額	③利 息	④給付算定基礎額残高
前年度末				1028384
4 月	650000	9750	0	1038134
5 月	650000	9750	0	1047884
6 月	2150000	32250	0	1080134
7 月	650000	9750	0	1089884
8 月	650000	9750	0	1099634
9 月	650000	9750	0	1109384
10 月	650000	9750	18	1119152
11 月	650000	9750	18	1128920
12 月	2150000	32250	19	1141189
1 月	650000	9750	19	1151459
2 月	650000	9750	19	1161729
3 月	650000	9750	19	1172000
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を				
区 分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額		
⑤前年度末	1028384			
⑥付与額累計	162000			
⑦利息額累計	112			
⑧今回通知	1190496			
⑨給付算定基礎額等合計	1190496			
⑩年金払い退職給付加入期間	7年 6月			
⑪付与率	令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月	1.500 %		
⑫標準利率(年率)	令和 4 年 4 月 ~ 令和 4 年 9 月	0.000 %		
	令和 4 年 10 月 ~ 令和 5 年 3 月	0.020 %		

基礎年金番号 9999999999 作成日 令和 5 年 6 月 21 日

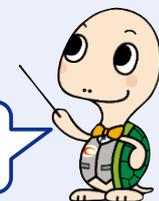
前年度中に積み立てられた付与額や利息などを確認できます。

給付算定基礎額等合計：退職等年金給付の年金額算定の基礎となります。

裏面に年金額の計算方法や制度の説明がありますのでご覧ください。

※上記の参考画像は令和 5 年度送付時の給付算定基礎額残高通知書です。

毎年 7 月末にご自宅に送付しております。



健診事業(人間ドック等)のご案内

【人間ドック・脳ドック】

- 対象者 令和6年度中に35歳以上の組合員
※短期組合員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員等）も含む
- 受診期間 令和6年5月1日～令和6年12月末日
- 実施機関 40医療機関（詳しくは当支部HPをご覧ください）
- 受診券 ドックを希望した組合員には、所属を通して「受診券」を配付しています。

受診券及び補助額

補助額：29,200円

補助額：26,000円

補助額：14,200円

補助額：11,000円

※上記の受診券の色にかかわらず、脳ドックを受診の場合は補助額11,000円

【婦人科検診】

- 対象者 女性組合員・被扶養配偶者
- 受診期間 令和6年6月1日～令和6年12月末日
- 実施機関 約50医療機関（詳しくは当支部HPをご覧ください）

●受診の流れ

組合員の場合

受領した『婦人科検診受診券』に必要事項を記入してください。

被扶養配偶者の場合

郵送された『婦人科検診受診券』に必要事項を記入してください。

沖縄県産婦人科医会加盟の医療機関へ予約を入れてください。

『婦人科検診受診券』及び「組合員証」を持参し、受診してください。

※受診券は一人1枚になります、紛失しないようご注意ください。

※人間ドックにて婦人科検診を受診し、補助を受けた組合員は、婦人科検診のピンクの受診券は使用できませんので、ご注意ください。

LINEを使ったメンタルヘルス相談 (心ほっとサポート@公立学校共済) **NEW**

教育現場で働く皆さまのLINEによるメンタルヘルス相談窓口です。「心の専門家」の公認心理師・臨床心理士等が、親身になってあなたの悩みにお応えします。

土～月曜日 18:00～22:00 (祝日・年末年始を含む) ●利用時間 1日1回30分～60分程度 ※利用対象者は組合員のみ

友だち追加はこちらから 

Web相談(こころの相談)

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

URL <https://www.mh-c.jp/>

ログイン番号 783269

●臨床心理士が3営業日以内を目処に個別に回答

介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えします。

通話料無料 **0120-515-579**

月～土曜日 10:00～18:00 (祝日・年末年始を除く) ●利用時間 1回20分程度

電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

通話料無料 **0800-700-5680**

TEL番号変更

電話相談 月～土曜日 10:00～22:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1日1回20分程度

面談予約 月～土曜日 10:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回50分程度

●面談によるカウンセリングは1年間5回まで無料

●無料で面談によるカウンセリングをご利用いただくには、初回申込みを上記フリーコールで予約する必要があります。

●面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施

プライバシーは厳守されます。安心してご利用ください。

女性医師電話相談

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。(予約制)

通話料無料 **0120-215-579**

月～土曜日 10:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ

教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休でお応えします。

通話料無料 **0800-777-8349**

●一般健康相談、専門医相談(予約制)、小児救急相談に対応

●利用時間 1回20分程度

TEL番号変更

携帯電話からもご利用できます。(通話料無料) 詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。トップページ→組合員専用ページ→健康相談事業のご案内
本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。
「電話・面談メンタルヘルス相談」および「教職員電話健康相談24」の電話番号を令和6年4月1日から変更しています。旧電話番号は、併用期間を経て令和6年10月1日以降は使えなくなりますのでご注意ください。

「福祉保険制度」のご案内

公立学校共済組合では、組合員及びそのご家族の皆さまの生活の安定と福祉の向上を目的として、長期給付事業や短期給付事業を補完する任意加入の「福祉保険制度」を運営しています。

制度の特長

① 共済組合の各事業を補完

公立学校共済組合では、公立学校の教職員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした各事業を行なっています。



② 保障は大きく、実質的な負担はひかえめ

- 公立学校共済組合のスケールメリットを活かした手頃な保険料で、退職後も継続できます。
- ファミリー年金は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金として加入者に還付されます。
※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
※傷病休職給付金、入院費用給付金(女性疾病給付金含む)、特定疾病給付金、元気づくりサービスコースには配当金はありません。

③ 毎年保障を見直すことができる

保険期間は11月1日～翌年10月31日の1年間で、毎年保障内容を見直せます。

「福祉保険制度」に加入、内容の変更をするには？

毎年6月～7月頃、各所属所(学校等)を通じて手続書を配付します。締切日までに記入・押印のうえご提出ください。

制度内容の詳細は、公立学校共済ホームページ(福祉保険制度ホームページ)に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。